

令和4年度事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

I 法人の概況

1 設立年月日

昭和44年1月23日 (平成25年4月1日 公益社団法人へ移行)

2 定款に定める目的

公社は、岐阜県内の木曾三川の水源地域において、造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源の涵養、国土の保全、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りつつ地球環境の保全に資するとともに、産業の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 造林又は育林に関する事業
- (2) 森林、林業、その他緑化に関する啓発、普及事業
- (3) 森林の取得及び管理に関する事業
- (4) その他前各号の公益目的事業を達成するために必要な事業

4 所管官庁に関する事項

岐阜県林政部森林保全課

5 社員の状況

(令和5年3月31日現在)

| 種類 | 当期末社員数 | 前期末比増減 | 出資口数 | 出資金額 |
|-------|--------|--------|--------|----------|
| 岐阜県 | 1 | 0 | 400 口数 | 4,000 千円 |
| 愛知県 | 1 | 0 | 200 | 2,000 |
| 三重県 | 1 | 0 | 100 | 1,000 |
| 名古屋市 | 1 | 0 | 100 | 1,000 |
| 県内市町村 | 9 | 0 | 26 | 260 |
| 森林組合 | 11 | 0 | 28 | 280 |
| 計 | 24 | 0 | 854 | 8,540 |

6 事務所所在地

美濃市生櫛1612番地2

岐阜県中濃総合庁舎 5階

7 役員に関する事項

(令和5年3月31日現在)

| 役名 | 氏名 | 常勤・非常勤の別 | 職名 |
|-------|------|----------|------------------------|
| 理事長 | 高井哲郎 | 常勤 | |
| 理事 | 高井峰好 | 非常勤 | 岐阜県林政部長 |
| 〃 | 山本剛久 | 〃 | 愛知県農林基盤局技監 |
| 〃 | 矢野英樹 | 〃 | 三重県地域連携部参事 |
| 〃 | 山下直人 | 〃 | 名古屋市総務局企画部長 |
| 〃 | 山口信義 | 〃 | 前揖斐郡森林組合長 |
| 〃 | 笠野和幸 | 〃 | 郡上森林組合長 |
| 〃 | 川邊武 | 〃 | 中津川市森林組合長 |
| 〃 | 唐谷清司 | 〃 | 飛騨高山森林組合長 |
| 監事 | 北川幹根 | 〃 | 岐阜県会計管理者 |
| 〃 | 則武孝宏 | 〃 | 愛知県森林保全課 森と緑づくり推進室長 |
| 会計監査人 | 鷹見幸久 | 〃 | |

8 職員に関する事項

(令和5年3月31日現在)

| 区分 | 人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----|--------|-------|--------|
| プロパー職員 | 2名 | 0名 | 44.5歳 | 17.0年 |
| 県派遣職員 | 4名 | 0名 | — | — |
| 再雇用職員 | 1名 | 0名 | — | — |
| 有期雇用職員 | 4名 | 0名 | — | — |
| 計 | 11名 | 0名 | — | — |

9 許認可に関する事項

対象事項 なし

II 事業の状況

1 事業の実施状況

(1) 森林整備事業

当社が経営管理する10,680ha余の造林地は、5齢級から11齢級であり、間伐を主とした保育施業が必要な森林ですが、森林の成長に伴い利用間伐が可能な分収造林地が増えています。

事業の実施に際しては、令和4年度に策定した経営改善計画に定める森林整備区分及び整備目標に留意しつつ、生育が良好な森林では森林環境保全直接支援事業の補助制度を活用して利用間伐に取り組み、一方、25年生以下あるいは胸高直径18cm未満の森林では、清流の国ぎふ森林環境税を活用し、保育間伐に取り組み、水源林の適正な整備を実施しています。

今年度は、利用間伐は約128ha、作業路開設は2,930mの事業実績となり、前年度の利用間伐225ha、作業路開設9,352mから大きく減ることになりました。その主な原因としては、令和2年と3年に豪雨災害を受けた市道、林道の復旧工事が遅れたことなどで、予定していた事業が出来なくなった箇所が多かったためです。

木材販売も、販売材積が4,894m³の実績となり、前年度の6,712m³と比べ27%減となりました。しかし、販売した材価の平均が昨年より上がったことから販売収入は4,504万円と前年度の5,035万円と比べ10%減に留まりました。

また、長伐期施業を導入するための分収造林契約期間の延長と、経営の健全化を図るための分収割合の変更に関し、土地所有者との契約交渉に取り組みました。

① 事業の実施一覧

(単位 事業量:ha,m,事業費:円)

| 事業名 | 区分 | 分収造林事業 | | 公社有林造林事業 | | 計 | |
|--------|-------------|--------|------------|----------|-----|--------|------------|
| | | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 |
| 保育保護事業 | 利用間伐 (ha) | 127.72 | 63,277,500 | 0.00 | 0 | 127.72 | 63,277,500 |
| | 保育作業路開設 (m) | 2,930 | 11,599,300 | 0 | 0 | 2,930 | 11,599,300 |
| | 作業路補修 (m) | 13,584 | 4,050,200 | 0 | 0 | 13,584 | 4,050,200 |
| | 雑費 | | 135,256 | | 0 | | 135,256 |
| 計 | | | 79,062,256 | | 0 | | 79,062,256 |

清流の国ぎふ森林環境税により実施した事業

(単位 事業量:ha,事業費:円)

| 事業名 | 事業量 | 事業費 | 備考 |
|-----------|-------|------------|---------------------------|
| 保育間伐 (ha) | 90.54 | 30,222,252 | 事業費は面積×ha当たりの岐阜県標準単価により計上 |
| 計 | 90.54 | 30,222,252 | |

③ 長伐期施業への変更契約

| 前期末までに変更した 件数・面積 | 当年中に変更した 件数・面積 | 当期末までに変更した 件数・面積 | 進捗率 |
|---------------------|-------------------|---------------------|-----|
| 1,524 件 | 1 件 | 1,525 件 | 92% |
| 8,753.73 ha | 11.00 ha | 8,764.73 ha | 87% |

④ 分収割合の変更契約

| 前期末までに変更した 件数・面積 | 当年中に変更した 件数・面積 | 当期末までに変更した 件数・面積 | 進捗率 |
|---------------------|-------------------|---------------------|-----|
| 1,481 件 | 4 件 | 1,485 件 | 89% |
| 7,774.86 ha | 38.20 ha | 7,813.06 ha | 78% |

(2) 公益森林管理事業

当社の取組みを広く普及・啓発するため、「水源林見学会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

しかし、名古屋市上下水道局主催の「なごや水フェスタ」に参加して、公社事業を紹介するパネル等の展示や丸太切体験などを実施し、公社事業の普及啓発を行いました。

2 経営改善の実施状況

令和4年度に策定した経営改善計画に基づき、次のとおり経営改善に取り組みました。

(1) 経営対策

- ・造林者との契約に当たり、森林公社の落札比率を積算金額に乗じて契約額を決定し、事業費の縮減を図りました。
- ・保育間伐は、公社負担の無いぎふ森林・環境税を活用し、91haを実施しました。
- ・伐期の延長や分収割合の変更に関する契約事務費に国補助事業を活用し、経費の節減をしました。

(2) 森林管理対策

- ・森林管理システムに、現況調査を実施した契約地の最新情報を登録し、精度の向上を図りました。
- ・名古屋市のイベントに参加し、公社事業のPRを行いました。

(3) 木材生産対策

- ・利用間伐を128ha実施し、木材販売材積4,894m³で4,504万円の販売収入を得ました。
- ・4～5月に利用間伐の早期事業承認を7件61ha行い、年間事業量の平準化を図りました。
- ・銀行とのビジネスマッチング等を活用し、J-クレジットを7,131t-CO2販売し、24,046千円の収入を得ました。

3 重要な契約に関する事項

(1) (株)日本政策金融公庫借入金

① 契約の種類

長期借入金契約

② 契約の内容

(単位:千円)

| 借入資金別 | 借入額 | 年利率 | 据置期間 | 償還期間 |
|----------------------|---------|-------|------|-----------|
| 利用間伐推進資金(償還円滑化) | 88,829 | 0.50% | 20年 | 元金1年償還 |
| 森林整備活性化資金3/5 | 1,500 | 0.00% | 20年 | 元金均等10年償還 |
| 林業基盤整備資金補助2/5 | 1,000 | 0.90% | 35年 | 元利均等15年償還 |
| 利用間伐推進資金森林整備活性化資金3/5 | 3,900 | 0.00% | 20年 | 元金1年償還 |
| 利用間伐推進資金林業基盤整備資金2/5 | 2,600 | 0.90% | 20年 | 元金1年償還 |
| 林業基盤整備資金非補助 | 3,700 | 0.90% | 35年 | 元利均等20年償還 |
| 計 | 101,529 | | | |

③ 借入時期

令和4年9月20日 (償還円滑化資金)

令和5年3月22日

④ 借入額

101,529,000円

内訳

(単位:千円)

| 貸付決定番号 | 借入額 | 年利率 | 償還期限 | 据置期間 | 償還期間 | 備考 |
|-----------|---------|-------|----------|------|-----------|--------------------------|
| R4-12-64 | 88,829 | 0.50% | R23.9.20 | 20年 | 元金1年償還 | 利用間伐推進資金(償還円滑化) |
| R4-11-154 | 1,500 | 0.00% | R34.9.20 | 20年 | 元金均等10年償還 | 森林整備活性化資金3/5 |
| R4-11-155 | 1,000 | 0.90% | R54.9.20 | 35年 | 元利均等15年償還 | 林業基盤整備資金補助2/5 |
| R4-11-156 | 3,900 | 0.00% | R24.9.20 | 20年 | 元金1年償還 | 利用間伐推進資金 森林整備活性化資金3/5 |
| R4-11-157 | 2,600 | 0.90% | R24.9.20 | 20年 | 元金1年償還 | 利用間伐推進資金 林業基盤整備資金2/5 |
| R4-11-158 | 3,700 | 0.90% | R59.9.20 | 35年 | 元利均等20年償還 | 林業基盤整備資金非補助 |
| 計 | 101,529 | | | | | |

(2) 市中金融機関借入金

令和4年度該当なし

(3) 社員借入金

① 契約の種類

長期借入金契約

② 契約の内容

| 借入先 | 借入額 | 年利率 | 据置期間 | 償還期間 |
|------|--------------|-------|------|------------------|
| 岐阜県 | (所要額)×50.00% | 0.30% | 40年 | 20年以内一括 |
| 愛知県 | (所要額)×37.50% | 0.30% | 40年 | 元金10年利息20年以内 |
| 三重県 | (所要額)×6.25% | 0.30% | 40年 | 元金2ヶ年利息10年後の年度一括 |
| 名古屋市 | (所要額)×6.25% | 0.30% | 40年 | 元金10年利息20年以内 |

③ 借入時期及び借入額

(単位:千円)

| 区分 | 時期 | 金額 | 借入先 |
|-----|-----------|---------|------|
| 第1回 | 令和4年6月30日 | 52,482 | 岐阜県 |
| | 令和4年6月30日 | 39,361 | 愛知県 |
| | 令和4年6月10日 | 6,560 | 三重県 |
| | 令和4年6月30日 | 6,560 | 名古屋市 |
| | 計 | 104,963 | |
| 第2回 | 令和4年8月31日 | 113,711 | 岐阜県 |
| | 令和4年8月31日 | 85,283 | 愛知県 |
| | 令和4年8月10日 | 14,214 | 三重県 |
| | 令和4年8月31日 | 14,214 | 名古屋市 |
| | 計 | 227,422 | |
| 第3回 | 令和5年2月28日 | 8,748 | 岐阜県 |
| | 令和5年2月28日 | 6,561 | 愛知県 |
| | 令和5年2月20日 | 1,094 | 三重県 |
| | 令和5年2月28日 | 1,094 | 名古屋市 |
| | 計 | 17,497 | |
| 計 | 岐阜県 | 174,941 | |
| | 愛知県 | 131,205 | |
| | 三重県 | 21,868 | |
| | 名古屋市 | 21,868 | |
| | 合計 | 349,882 | |

4 役員会等に関する事項

(1) 総 会

| | | | | | |
|---|--------------|-------|--|-------|----------|
| 種別 | 決議の省略による社員総会 | | | 開催年月日 | 令和4年4月1日 |
| 社員の 意思表示状況 | 社員総数 | 出席者数等 | | | |
| | | 同意者数 | | 計 | 同意者率 |
| | 24人 | 24人 | | 24人 | 100.0% |
| 提出議案 第1号議案 役員を選任について 決議事項 提出議案は、いずれも原案どおり決議があったものとみなされた。 | | | | | |

| | | | | | |
|---|------------|-------|-----------|-------|---------|
| 種別 | 第10回定時社員総会 | 開催年月日 | 令和4年6月24日 | 開催場所 | みの観光ホテル |
| 社員の出席状況 | 社員総数 | 出席者数等 | | | |
| | | 出席数 | 委任状数 | 書面表決数 | 計 |
| | 24人 | 11人 | 9人 | 4人 | 24人 |
| 提出議案 第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算について 決議事項 提出議案は、いずれも原案どおり決議があったものとみなされた。 報告事項 令和4年度事業計画及び収支予算について 令和4年度社員借入金の社員別金額及び借入時期について 令和4年度借入金の最高限度額について | | | | | |

(2) 理事会

| 回数 | 開催年月日 | 出席理事数 | 提出議案及び議決事項 |
|-----|---------|-------|--|
| 第1回 | R4.5.25 | 7人 | 提出議案 第1号議案 第10回定時社員総会に付議すべき議案の決定について (1) 令和3年度事業報告及び決算の承認について 第2号議案 第10回定時社員総会の招集について (1) 第10回定時社員総会の開催日時及び場所の決定について (2) 社員総会に出席しない社員の議決権の行使について 第3号議案 会計監査人の報酬等について 決議事項 提出議案は、いずれも原案どおり決議があったものとみなされた。 報告事項 (1) 理事長の職務執行状況について (2) 分収造林契約地の「分収割合変更」について (3) 経営改善計画書について |

| 回数 | 開催年月日 | 出席理事数 | 提出議案及び議決事項 |
|-----|---------|-------|---|
| 第2回 | R5.3.27 | 7人 | <p>提出議案</p> <p>第1号議案 令和4年度事業計画の変更及び収支予算の補正について</p> <p>第2号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について</p> <p>第3号議案 令和5年度借入金の最高限度額について</p> <p>第4号議案 令和5年度社員借入金の社員別金額及び借入時期について</p> <p>第5号議案 決議の省略による社員総会の開催について</p> <p>第6号議案 決議の省略による社員総会に付議すべき議案の決定について</p> <p>(1) 役員の選任について</p> <p>第7号議案 理事会の議決を要する規程の一部改正について</p> <p>決議事項</p> <p>提出議案は、いずれも原案どおり承認可決された</p> <p>報告事項 (1) 理事長の職務執行状況の報告について</p> <p>(2) 分収造林契約地の「分収割合変更」について</p> |

(3) 連絡会議

| 回数 | 開催年月日 | 出席委員数 | 提出議案及び議決事項 |
|-----|---------|-------|--|
| 第1回 | R4.5.16 | 5人 | <p>提出議案</p> <p>1 令和4年度第1回理事会への提出議案について</p> <p>第1号議案 第10回定時社員総会に付議すべき議案の決定について</p> <p>(1) 令和3年度事業報告及び収支決算について</p> <p>第2号議案 第10回定時社員総会の招集について</p> <p>(1) 第10回定時社員総会の開催日時及び場所について</p> <p>(2) 社員総会に出席しない社員の議決権の行使について</p> <p>第3号議案 会計監査人の報酬等について</p> <p>決議事項</p> <p>提出議案のいずれも原案どおり決議があったとみなされ第1回理事会に送付された</p> <p>2 理事会への報告事項</p> <p>(1) 理事長の職務執行状況について</p> <p>(2) 木曾三川水源造成公社「分収割合変更」の取り組みについて</p> <p>(3) 経営改善計画書について</p> |

| 回数 | 開催年月日 | 出席委員数 | 提出議案及び議決事項 |
|-----|---------|-------|--|
| 第2回 | R5.3.10 | 5人 | <p>提出議案</p> <p>1 令和4年度第2回理事会への提出議案について</p> <p>(1) 令和4年度事業計画の変更及び収支予算の補正について</p> <p>(2) 令和5年度事業計画及び収支予算について</p> <p>(3) 令和5年度借入金の最高限度額について</p> <p>(4) 令和5年度社員借入金の社員別金額及び借入時期について</p> <p>(5) 決議の省略による社員総会の開催について</p> <p>(6) 決議の省略による社員総会に付議すべき議案の決定について</p> <p>① 役員の選任について</p> <p>(7) 理事会の議決を要する規程の一部改正について</p> <p>決議事項</p> <p>提出議案のいずれも原案どおりに承認可決され第2回理事会に送付された</p> <p>2 理事会への報告事項</p> <p>(1) 理事長の職務執行状況の報告について</p> <p>(2) 木曾三川水源造成公社「分収割合変更」の取り組みについて</p> |

(4) 監事会

| 実施年月日 | 監事名 | 監査の範囲 | 監査講評 |
|---------|----------------------------|----------------------------|----------|
| R4.5.19 | 岐阜県 愛知県 北川幹根 則武孝宏 | 令和3年度 業務執行状況 及び同会計処理 | 特に指摘事項なし |

5 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

(単位:百万円)

| 事業年度 | 31年3月期 | 2年3月期 | 3年3月期 | 4年3月期 | 5年3月期 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 前期繰越収支差額 | 39 | 36 | 26 | 18 | 72 |
| 当期収入合計 | 569 | 576 | 527 | 652 | 597 |
| 当期支出合計 | 572 | 586 | 535 | 597 | 566 |
| 当期収支差額 | △3 | △10 | △9 | 55 | 31 |
| 次期繰越収支差額 | 36 | 26 | 18 | 72 | 103 |
| 資産合計 | 45,838 | 46,046 | 46,251 | 46,525 | 46,740 |
| 負債合計 | 29,235 | 29,344 | 29,485 | 29,657 | 29,754 |
| 正味財産 | 16,603 | 16,702 | 16,766 | 16,868 | 16,986 |

注:単位以下を四捨五入したので差し引きが合わないことがある

Ⅲ 法人の課題

1 経営に関する課題

公社は、木曾三川上流域の水源地域において分収造林事業を計画的に推進し、森林が持つ多面的機能を高度に発揮する活力ある水源林を造成するとともに、山村地域の雇用の創出等、地域振興に重要な役割を果たしてきた。

現在、公社が造成し管理している森林は、水源地域における森林の公益的機能の発揮の要請に応じている貴重な社会的資産であり、公社の果たすべき責務を確実に履行し、将来へ健全な森林を引き継ぐことが求められている。

しかし、分収造林事業は、補助金と借入金で森林を整備し、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであるため、昭和55年以降の木材価格の低迷や労務単価の高騰は経営環境を大変厳しいものとしている。

このため、管理費・事業費の縮減による「債務の抑制」、生産コストの低減と積極的な利用間伐による「収益の確保」、並びに「分収割合の変更」を経営改善の大きな課題としてとらえ、長期収支の改善に向け策定した経営改善計画の取組を強力に進める必要がある。

2 森林整備に関する課題

(1) 長伐期施業への契約変更

森林の有する公益的機能の維持増進を図るためには、土地所有者の理解を得たうえで分収造林契約を長期間の契約へと変更することが必要である。

(2) 作業路の計画的な整備

利用間伐の推進や効率的な森林施業に必要な不可欠な作業路について、計画的な整備が必要である。

(3) 集約施業の推進

公社では令和4年度に属人計画の経営計画を策定済みであるが、より効率的な事業の実施を進めるため、周囲の森林所有者との集約化を図っていく必要がある。

3 分収林契約者情報に関する課題

相続や贈与等により契約者名や契約者の所在が変更することがあるため、契約者情報の的確な把握が必要である。

4 公益森林管理事業の普及啓発に関する課題

公社事業の公益性と水源林整備の重要性について、流域住民の理解を得るため、イベント等の出展を通して普及啓発することが必要である。

5 森林整備事業に対する支援

現在の森林整備事業は、国、県からの支援(補助金)がなければ成り立たないのが現状である。そのためにも、森林整備事業に対する支援の継続、拡大を国、県に対し要望を継続して行く必要がある。

Ⅳ 事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。